第 59 号 議 案

令和2年1月17日任 用 給 与 課

警視庁職員任用規程の一部改正について

標記の件について、警視総監から申請があったので、下記のとおり一部改正 を承認する。

記

- 改正事項
 特別捜査官の採用選考基準の改正
- 2 改正内容 改正概要及び新旧対照表のとおり
- 3 施行期日 令和2年4月1日

警視庁職員任用規程の改正概要

[改正事項1] 特別捜査官(科学捜査官)の採用選考基準の改正

【内容】

○ 特別捜査官(科学捜査官)の採用選考基準を下表のとおり改正

	16 (付于技具日) 切休用送与基中 明存	
階級・職級	現行	改正後
警部 4 級職	次のいずれかに該当する者であること。 1 自然科学に関する博士の学位を有し、民間等における8年未満の有用な職歴を有する者 2 自然科学に関する修士の学位を有し、民間等における10年以上の有用な職歴を有する者	(現行のとおり) 1及び2 (現行のとおり)
	3 (新設)	3薬学に関する6年制の学部又は学科を卒業し、民間等における10年以上の有用な職歴を有する者(薬剤師国家試験に合格した者に限る。)
警部補 3級職	次のいずれかに該当する者であると。 1 自然科学に関する修士の5 位を有し、民間等にを有する技術はする者 2 自然科学に関する技術は有者 2 自然科学に関する技術はある5年以上の有用な職歴を有し、民間職歴を有る5年以上の有用な職歴を有ける5年以上の有用な職歴を有ける5年以上の有用な職歴を有ける3	(現行のとおり) 1 自然科学に関する修士 <u>以上</u> の学位を有し、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者 2及び3 (現行のとおり) 4 薬学に関する6年制の学部又は学科を卒業し、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者(薬剤師国家試験に合格した者に限る。)

【理由】

○ 平成 18 年施行の改正学校教育法により、薬剤師養成を目的とする薬学を履修する課程の大学の修業年限が4年から6年に延長されるとともに、6年制薬学部の上には、修士課程は設置されず、博士課程が設置された。これにより、薬学の修士の学位を有する者が減少し、科学捜査官の受験資格を満たす者の減少が見込まれるが、今後も科学捜査官に相応しい有為な人材の確保が必要となる。

薬学に関する6年制の学部又は学科を卒業し、薬剤師国家試験を合格した者については、従来の修士課程に近い水準にあると評価でき、科学捜査官に求められる専門知識・技能を有するため、対象とするよう採用選考基準を改正する。また、警部補については、博士の学位を有する者も対象とするよう採用選考基準を改正する。

【施行期日】

○ 令和2年4月1日

[改正事項2] 特別捜査官(サイバー犯罪捜査官)の採用選考基準の改正

【内容】

○ 特別捜査官(サイバー犯罪捜査官)の採用選考基準を下表のとおり改正

階級·職級	現行	改正後
警部補 3級職	システムアナリスト、テクニカルエンジニア、システム監査技術者、技術士(情報工学部門)又はこれに相当する資格を有し、かつ、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者	情報処理に関する高度な知識及び 技能を認定する国家試験等に合格し、 又はこれに相当する資格を有し、か つ、民間等における5年以上の有用な 職歴を有する者
巡査部長 2級職	<u>ソフトウェア開発技術者</u> 又は これに相当する資格を有し、か つ、民間等における3年以上の 有用な職歴を有する者	情報処理に関する応用的知識及び 技能を認定する国家試験等に合格し、 又はこれに相当する資格を有し、か つ、民間等における3年以上の有用な 職歴を有する者

【理由】

○ 情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験制度改正に伴う規定整備 【施行期日】

○ 令和2年4月1日

【参考】

○ 「令和元年度警視庁特別捜査官採用選考案内」より抜粋

種別/階級	経歴・資格等
	システムアナリスト、テクニカルエンジニア、システム監査技術者、技術士(情
	報工学部門)又はこれに相当する資格(※)を有し、かつ、民間等における5年
サイバー	以上の有用な職歴を有する人
犯罪捜査官	※「これに相当する資格」とは、
警部補	・IT ストラテジスト ・システムアーキテクト ・プロジェクトマネージャー
(3級職)	・ネットワークスペシャリスト ・データベーススペシャリスト
	・IT サービスマネージャー ・情報処理安全確保支援士(情報セキュリティスペシャリスト)
	・上級システムアドミニストレータ などを言う。
サイバー	ソフトウェア開発技術者又はこれに相当する資格(※)を有し、かつ、民間等
犯罪捜査官	における3年以上の有用な職歴を有する人
巡査部長	※「これに相当する資格」とは、
(2級職)	・応用情報技術者 ・情報セキュリティアドミニストレータ などを言う。

警視庁職員任用規程(昭和61年3月27日訓令甲第3号)新旧対照表

改正案

第1条から第43条まで(現行のとおり)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この訓令による改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1及び別表第1/の2 (現行のとおり)

警視庁職員任用規程(昭和61年3月27日訓令甲第3号)新旧対照表

行 第1条から第43条まで(略) 別表第1及び別表第1の2 (略)

改正案

特	別	搜	查	官	0)	採	用	避	考	甚	雄	及	υĸ	選	考	方	法	

				採用		遊		考		基	10		選	考	方 注	<u>خ</u>	T
種別	階	級	職級		fiel My	614	rest :) der	υ.	**	4	4. 11.	一次選考		次 選	考	採用
				区分	国籍	経	歷	· 資	格	等	年 齢	身体	筆 記 考 査	適性検査	身体検査	而接考查	要件
財	警	視	6、級職			公認会計 る 1 4 年以				間等におけ							
務			5級職			公認会計 る8年以上				間等におけ	60歳未満		経験小論文				
搜查	警	部	4級職			次 の公 の公 る 税 り 1 0 2 1 0 2 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0	れ計未の上が出来の上	をなし職がを る有職 歴 をなし職がを	あか有す民る	と 民間等にお 等における		5.7	渝 文		-		人物性向第
官	警部	i ili	3級職		B	か の税等税めけ でお でお でお でお でお でお でお でお	れては に会555は上 に会55は上 がはる第又以	で格用して 者質有第当職 者質有第当職	あをな号るを る有職イ業有	と、か有が民者にる者ににる	27歳以上 60歳未満	別表第1の身	教 考 查 查 查 查 查 查 查 查 查 查 查 查 查 查 查 查 查 查	警察官の職務	想力… 鲁总, 嘜力		物性向等について審査の結果、
	警	視	6級職	I類	本の	に身符登賞						体		執行	炎者機の 炎者機の 変数を 変。 変数を 変数を 変。 変。 変。 変 変 変。 変。 変。 	口頭試問	の結
科	٠		5級職		国籍を有す	お身参登業	返型ある 関	背 ま 飛 産 を	奢事る	者 民間等に	60歳未満	(身長及	経験小論文	職務執行上必要な適性に	力検ののに診ン ・ での官僚無のどう ・ での官僚無のどう ・ での官僚無のどう ・ での官僚無のどう ・ に参考では、 ・ でがあまてい検 ・ でがあまてい検 ・ でがあまてい検 ・ でがあまてい検 ・ でがあまてい検 ・ でがあまてい検 ・ でがあまてい検 ・ でがあまていが、	口述試問	
学	<u>\\</u>	部	4 級職		有する者。	1 2 3 次 に に し有る で に に し有る	ル学8学1 関等 (かに年に0寸に薬 に関未関年るお別 該す満す以6け師	すける で学職学な部以に で学職学な部以に	あ位歴位職又上合	としてしている。 いっとしている いっとしている いっとなる ではない はいまる ではない はいまる ではない はいまる ではない はいまる いっという いっという はいまる はいまる はいまる はいまる はいまる はいまる はいまる はいまる	-	び体重を除く。	論 文	適性について検査す			祭官として支障の-
査官	警部	Ħi	3級職			次 間 等 る しず (本)	逐和帝国家	試験に合	格した著	行に限る。)	27歳以上 60歳未満) と同じ。	教養考查	する。			警察官として支障のない者であること。
サバ犯捜官	警部	補				情報処理 る国家試験 を有し 概歴を有す	に関する高 等に合格し 民間等 る者	高度な知識 マスはこ における	及び技作 れに相 5年以	能を認定す 当する 日の 有用な			専 門 考 査 経験小論文 論 文				
投官	巡查部	** 長	2級職			情報処理 る国家試験: を有し、か 職歴を有す	に関する応等に合格して 等に合格し で、民間等	用的知識をおける	及び技(れに相) 3年以	能を認定す 当する 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	25歳以上						
国犯搜官	巡查音	邻長				民間等に: を有する者	おける 3 年	以上の有	用な職品	歴及び経験	60歳未満						
管 備考	1 4 2 F	E 齢に	は、採用す 発視庁の警	る年度	どの4月		る年齢を示言採用器と	す。	る場合は	コー身体給	を か除するは	, O > 1	し、合格者は合格した	- 紙別	勝級及び職級に広	1° た 蛛別地る	↓

別表第2から別表第24まで(現行のとおり) 別記様式第1から別記様式第7まで(現行のとおり)

4.4+	rut	1ets	-4-	pulsar.	-	Aer5		1414	de.	-11"	atte	77	- 10	2411	ate.	-1	54
符	נינל	搜	釭	B	0)	t ik	H	128	75	245	Gr.	X	O	m	75	方	12

				Let. rm		in in	•	考			基	強		選	考	方	ž	E .	15 m
25 Du	pl-b	- 611	1000 617	採用										一次選考	-	. 次	選	考	採用
種別	階	・級	職級	区分	国籍	経	歷	•	資	格	等	年 齢	身体	筆 記 考 查	適性 検査	身体	検 査	面接考查	要件
	警	視	6級職			公認会計	士の資料	各を有	し、か	つ、民	間等におり								
財	78	. 196	U शहर गाउँ			る14年以	上の有月	目な職	歴を有	する者									
, ×1			5級職			公認会計	士の資料	各を有	し、か	つ、民	間等におり	+		経験小論文					
務			5 救入収			る8年以上	の有用が	な職歴	を有す	る者		60歳未満		論 文					
搜查	警		4級職								と 民間等に: 者 等におけ・		- 591		- 信女				人物性向等に
官	警书	邓 補	3級職		, E	次 間 定お の税等税めけ 2 定お 3 でお	れ又け法務年れ又け法務年	咳計手条この 当士以第れ有 す補上Ⅰに用	るのの項相な で格用1す歴	あをな号るをる有職イ業有	と、をらにる	27歳以上60歳未満	別表第1の身体	教 養 考 查 専 判 当 查 経験小論 文 論	警察官の職務品	視力、震	总、聴力		について審査の結果、
	警	视	6級職	1	本の						後、民間				行	視及査職あつ窓等 現及査職あつ窓等	機等を使のの	口頭試問	結
科	-a-	196	0 192 412	【類	国籍を	における9							身長		业	おおり	あ有無に 医師の診	口述試問	1
学			5級職		有	自然科学おける8年					、民間等(1	(身長及び	経験小論文	職務執行上必要な適性に	攀め検査を	を持ず。		察官
搜	警	部	4 級職		する者。	次 に い然け然け 2 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	れ学8学1 の に関末関年	抜す満す込 当るのる上 す博有修の	る士用士有 者のなの用	あ位歴位職 るををを歴	としすし有間間間	60歳未満	体重を除く。	論文	性について検査す				として支障の
査官	警	क्ष भी	3級職		-	で 1 2 等 る 次 に 等 る 次 に 等 る 3 る	れ学5学る学上に関以関年関有	该す上す以す用 当るのる上るな 当るののの上るな	る土用術有究歴 者のな士用員を	あ位歴資職しす るをを格歴でる	としす有有問 民者、るに 民者、るに	章 目 2 7 歳以上 6 0 歳未満) と同じ	教養考査	査する。				警察官として支障のない者であること。
サイバー	警台	彤 補				システム システム監 はこれに相 ける5年以	アナリン 全当する 上の有り	スト技を職	テクニ (有し を 有 を 有	カルエ 情報工 かつる者	ンジニア 字部門) 民間等に	ζ		専門考査 経験小論文 論 文					٥
サバ犯捜官	巡査	部長	り総勝		ソフトウェア開発技術者又はこれに相当する資格を有し、かつ、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者 25歳以上	DHII X													
国犯搜官 際罪查	巡查	◎査部長	2級職			民間等にを有する者	おける	3 年以	上の有	用な職	歴及び経り	60歳未満							
Ei µin: ±bz.	1	生能	よっ採用で	よる年	医の41	11日におけ	全年齢3	を示す	972 BIA 1-	- III À	1.3 do 14.	金本なの除する	1 0 1	1	A. \$15 (31)	PH 611 71 +	大田林 糸瓜 シェ ロケー	1° + 4± 50 40 :	

| 1 年齢は、採用する年度の4月1日における年齢を示す。 | 2 現に警視庁の警察官である者が特別捜査官採用選考を受験する場合は、身体検査を免除するものとし、合格者は合格した種別、階級及び職級に応じた特別捜査官 | 1 7 年日まる

別表第2から別表第24まで(略) 別記様式第1から別記様式第7まで(略)

_

別表第1の3 (第6条関係)

監. 警. 人1. 企第17号 令和2年1月8日

東京都人事委員会殿

警視総監 三 浦 正



警視庁職員任用規程の一部改正について(申請) みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正の理由

- (1) 薬学教育制度の改正に伴い、薬学の修士の学位を有する科学捜査官の受験者数の減少が 見込まれるが、薬学に関する6年制の学部又は学科を卒業し、薬剤師国家試験に合格した 者等は、従来の修士課程に近い水準にあると評価でき、科学捜査官に相応しい専門知識・ 技能を有することから、科学捜査官(4級職警部及び警部補の階級)の採用選考基準にお ける経歴・資格等を改正する規定整備が必要なため。
- (2) 情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験制度改定に伴い、サイバー犯罪捜査官の採用選考基準における経歴・資格等を改正する規定整備が必要なため。
- 2 改正の内容
 - 新旧対照表のとおり
- 3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。



特別捜査官の概要

高度化・多様化する犯罪へ対応するため、専門的知識・技術を備え、一定の 資格や民間における職歴を有する者を採用

種別…

財務捜査官、<u>科学捜査官</u>(電気電子<u>/化学</u>)、<u>サイバー犯罪捜査官</u>、 国際犯罪捜査官

▶<u>科学捜査官(化学)</u>

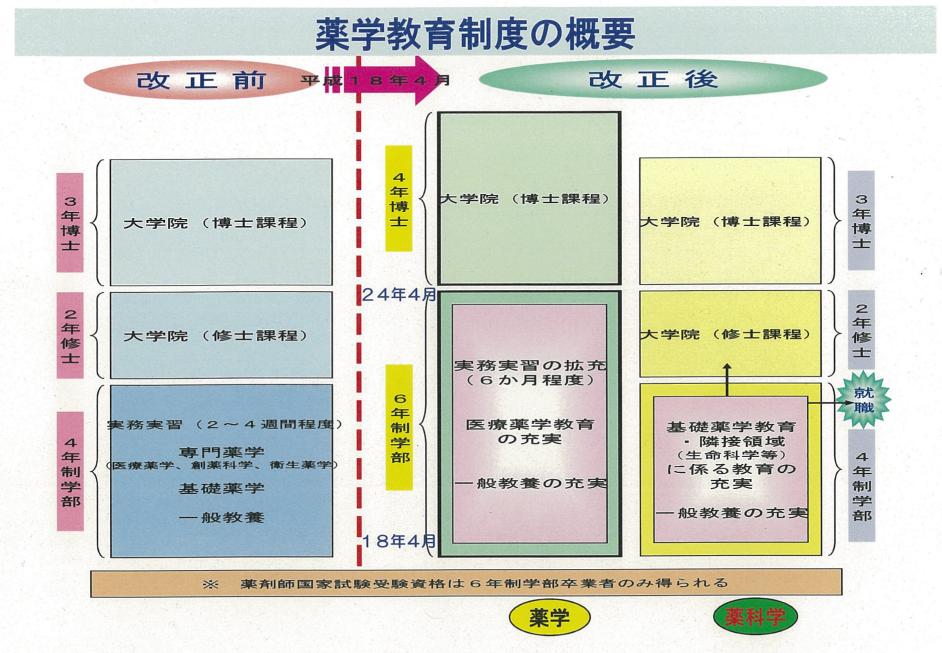
化学、薬学などの専門知識を活かし、犯罪捜査等を行う。

例:危険ドラッグ事件捜査、各署からの薬物事件の取り扱いの質問対応

▶<u>サイバー犯罪捜査官</u>

民間で培った技術・知識を活かし、サイバー犯罪の捜査等を行う。

例:オンラインバンキングや仮想通貨を対象とする犯罪捜査



文部科学省ホームページより